

函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の取得等  
に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号）に規定する景観形成指定建築物等および伝統的建造物（以下「指定建造物等」という。）の取得等にかかる補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、金融機関とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行および独立行政法人住宅金融支援機構をいう。

(補助金の交付申請者)

第3条 補助金の交付の申請をすることができる者は、指定建造物等の所有者で、金融機関から融資を受けた者とする。

(補助金の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、当該指定建造物等またはその敷地の取得のため、金融機関から受けた融資に対し支払う利子とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、融資額（3,000万円を超えるものにあつては、3,000万円とする。）ならびに次項で規定する償還期間および利率により元利均等償還の方法で計算して得た利子の額に相当する額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助の金額を計算するに当たり、前項に掲げる償還期間および利率は、次のとおりとする。

(1) 償還期間は、金融機関から融資を受けた者と当該金融機関との金銭消費貸借契約書または償還表に基づく償還を開始する月から償還を終了する月までとする。ただし、借入期間が180月を超える

場合は、180月とする。

(2) 利率は、次条の規定により補助の申請をした日以前における直近に独立行政法人住宅金融支援機構が公表したリフォーム融資金利のうち、高齢者向け返済特例を利用せず、団体信用生命保険に加入せず、かつ、返済期間が10年以下の場合に適用する融資金利に2分の1を乗じた率とする。

(補助の申請)

第6条 補助を受けようとする者は、金融機関の融資決定後、速やかに別記第1号様式の申請書に、金銭消費貸借契約書、償還表、売買契約書および登記事項証明書の各写しを添付し、市長に申請しなければならない。

(補助の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、その旨を別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(補助の決定内容の変更)

第8条 市長は、前条の規定により通知を受けた者（以下「補助対象決定者」という。）が金融機関への償還を延滞したことにより、第7条の規定による補助の決定に係る補助期間（以下「補助期間」という。）を超えて償還することとなったときは、補助期間を超えて償還する部分については、補助の対象としないものとする。

2 前項の場合、補助対象決定者は、第9条に基づく実績報告のうち、補助期間の最後の報告において、別記第3号様式に金融機関が発行する償還がなされていないことがわかる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

3 補助対象決定者は、金融機関への償還金の一部または全部を繰り上げて償還した場合は、速やかに別記第4号様式に金融機関が発行する繰り上げ償還をしたことがわかる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

4 前2項に関わらず、補助対象決定者は、第7条の規定による補助の

決定に変更が生じた場合、速やかに別記第5号様式に変更したことがわかる書類を添付し、市長に届け出なければならない。

5 市長は、第2項および第3項により第7条の決定に変更があった場合は、別記第6号様式により決定内容を変更し通知するものとする。

6 市長は前5項の規定にかかわらず、特に補助を継続する必要があると認めるときは、補助期間を延長し、補助することができる。

(実績報告)

第9条 補助対象決定者は、融資を受けた金融機関に支払った利子の額について、毎年、1月1日から6月30日までおよび7月1日から12月31日までの期間ごとに、その期間の末日の属する月の翌月末日までに、別記第7号様式の報告書に、金融機関が発行する償還したことがわかる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

2 第8条第5項の通知を受けた者は、前項の期間に関わらず速やかに前項に規定する報告書により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、これを適当と認めるときは、当該報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定し、その旨を別記第8号様式の通知書により通知するものとする。

(報告の聴取等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象決定者に対し、当該補助に係る金融機関からの融資状況等の報告を求め、または帳簿書類等を調査することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。

附 則（令和3年12月13日決裁）

この要綱は、令和3年12月13日から施行し、改正後の規定は、令和3年7月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

指定建造物等の取得等に係る補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
申請者  
氏 名

指定建造物等の取得等に係る補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 指定建造物等の名称
- 2 指定番号または保存計画番号 第 号
- 3 指定年月日 年 月 日
- 4 所在地
- 5 金融機関の融資資金の名称
- 6 補助金交付申請額 金 円
- 7 金融機関の融資条件

補助対象借入金額	円
借入利率	年 %
借入期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 8 添付書類 金銭消費貸借契約書、償還表、売買契約書および登記事項証明書の各写し

別記第2号様式（第7条関係）

指定建造物等の取得等に係る補助金交付決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定建造物等の取得等に係る補助金の交付について次のとおり決定したので通知します。

- |   |        |   |   |   |   |         |
|---|--------|---|---|---|---|---------|
| 1 | 交付決定金額 | 金 |   |   |   | 円（内訳別紙） |
| 2 | 交付決定番号 | 第 |   |   |   | 号       |
| 3 | 補助期間   |   | 年 | 月 | 日 | から      |
|   |        |   | 年 | 月 | 日 | まで      |

#### 4 補助の条件

- (1) 指定建造物等については、適正な維持管理を図り、その保全または保存に努めること。
- (2) 指定建造物等を譲渡しようとするときは、あらかじめ市長に届け出ること。
- (3) 金融機関への借入金の償還を延滞し、補助期間を超えて借入金を償還することとなるときは、補助期間の最後の実績報告において、市長に報告すること。
- (4) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金等の交付の申請を取り下げることができる。
- (5) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
  - (ア) 補助事業等の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合。
  - (イ) 補助事業等を中止し、または廃止する場合。
  - (ウ) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合。
- (6) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (7) 補助事業等の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (8) 補助事業等の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (9) 補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。
- (10) 次のいずれかに該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

この場合、補助金等の額の確定後においても同様とする。

  - (ア) この補助金等を他の用途に使用したとき。
  - (イ) この補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
  - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
  - (エ) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により、補助金等の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (11) 補助事業等により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (12) 補助事業者は、この補助事業等について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第3号様式（第8条関係）

指定建造物等の取得等に係る未償還報告書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
申請者  
氏 名

年 月 日付けで交付決定のあった交付決定番号第 号に係る  
指定建造物等の取得等に係る補助金について、融資借入金の償還を行っていないので、  
次のとおり報告します。

1 償還を行っていない期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

2 理由

別記第4号様式（第8条関係）

指定建造物等の取得等に係る繰上償還報告書

年 月 日

函館市長 様

住 所

申請者

氏 名

年 月 日付けで交付決定のあった交付決定番号第 号に係る  
指定建造物等の取得等に係る補助金について、融資借入金の繰上償還しましたので、  
次のとおり報告します。

1 繰上償還日

年 月 日

2 繰上償還金額

金 円

3 繰上償還後の残高

金 円

別記第5号様式（第8条関係）

指定建造物等の取得等に係る記載事項変更届

年 月 日

函館市長 様

住 所  
申請者  
氏 名

年 月 日付けで交付決定のあった交付決定番号第 号に係る指定建造物等の取得等に係る補助金について、記載事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項		
変更 内容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

別記第6号様式（第8条関係）

指定建造物等の取得等に係る補助金決定変更通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで報告のあった指定建造物等の取得等に係る(未・繰上)償還報告書に基づき、その補助金の交付決定を次のとおり変更するので通知します。

1 交付決定金額

変更前

金 円

変更後

金 円（内訳別紙）

2 補助期間

変更前

年 月 日から

年 月 日まで

変更後

年 月 日から

年 月 日まで

別記第7号様式（第9条関係）

指定建造物等の取得等に係る補助対象経費の実績報告書

年 月 日

函館市長 様

住 所

氏 名

指定建造物等の取得等に係る補助金交付の対象となる利子支払額について、金融機関が発行する償還したことがわかる書類を添付し、次のとおり報告します。

利子支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
利子支払実績額	円

別記第8号様式（第10条関係）

指定建造物等の取得等に係る補助金の額の確定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで報告のあった指定建造物等の取得等に係る実績報告書に基づき、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助金の確定金額 金 円